

金融自由化・国際化と銀行経営

小 林 實
(日本興業銀行)

1. 金融自由化・国際化の評価
2. 自由化の現状と今後の方向
3. 自由化・国際化の影響
4. 業際問題等に対する考え方
5. ま と め

1. 金融自由化・国際化の評価

(1) 金融自由化・国際化の評価

石油危機後のわが国経済の成熟化、国際化の中で、金融システムもまた急激な変貌を遂げつつある。

マネーフローの変化、各経済主体のニーズの多様化、国際的取引の拡大等に適応すべく、様々な面でこれまでの規制や慣行の見直しが進められると同時に、金融機関でも新しいニーズへの積極的な対応が行われており、こうした意味では日本の金融システムはいわゆる自由化の方向に既に大きく変化している。

このような動きは、金融システムの自己調整のプロセスであり、環境変化に伴って不断に続いてきた流れの中に位置づけられるものであろう。

今後は、先般の日米円・ドル委員会に関連した一連の自由化措置の推進を始めとし、自由化の流れは一段と加速されていく方向にある。今後の日本経済の国際化、金融業務における技術革新の展開に伴って金融面でも内外各経済主体のニーズがますます広がっていくことを展望すれば、今後も金融の国際化・自由化によるシステムの編み直しを進めていくことが必要であるのは言うまでもな

い。但し、最近の環境変化があまりに急激であったこともあって、現在までのいわゆる自由化の動きを省みると問題の整理がやや十分でないままに、内外の情勢に流されてきた面もあり、その結果、現在までの自由化の過程で歪みが生じている部分があることも認めざるを得ない。今後のシステムの見直しに当たっては、一方的な *deregulation* を求めるのではなく、金融システムに本来内包されるべき諸条件、わが国の経済・金融の実態と要請されている今後の役割をしっかりと把握し、望ましい金融システムのあり方を展望した上で、システムの編み直しという意味での *reregulation* を追求すべきであり、*own schedule* によってシステムの改編を進めていくことが必要であろう。

(2) 今後の金融システムに求められる諸条件

それでは、今後の金融システムを考える際に欠くことの出来ないポイントを整理してみよう。

まず、金融がますます多角化、複合化し、国際的な広がりをも強めていく中で、従来以上に金利機能、市場機能の活用が図られるシステムを展望していくことが必要である。しかし、その場合にも、当然金融システムの中に次のような視点が内包されていなければならない。

第一の視点は、システムの安定性が図られているかどうかである。これは以下のような金融の持っている特性から要請されるものであり、金融システムを考える上で最も重視すべきポイントである。すなわち、金融は、“信用”にその基礎を置くものだけに金融システムは実物経済と異なって生来的に不安定な性格を有しており、一旦信用の絆が切れるとシステム全体に波及し、動揺を招き易いという危険性をも秘めている。また、金融機関に対する信頼が信用機構全体への信頼と密接に結びついている。こうした金融業の特性を考慮した場合、金融機関経営の健全性維持は、単なる一企業の問題に止まらず、システム全体の問題として捉えられるべきであり、他産業における規制緩和と金融業における自由化の動きを同列に論じることが適当ではない。

さらに、金融業の特性として、その公共的な性格を指摘しておかねばなるまい。金融機関は、国民経済的見地に立った安定的な資金供給者としての責務を担っているばかりでなく、円滑な金融政策を進める上での基盤ともなっている。金融システムの安定性は金融政策の観点からも重要であり、政策当局によるコントロールビリティを確保し得る金融システム、金融基盤が望まれるところであろう。

もう一つの視点は、現実には良好な経済パフォーマンスを支えている現在の制度の枠組みやわが国の経済・金融の特質を踏まえているかどうかである。金融自由化は、金融システムの自己調整のプロセスであり、現状のシステムを最大限活用しつつ、新たなニーズに対応し得るような修正を、コスト・ベネフィットを踏まえつつ段階的に施していくというのが現実的なスタンスであろう。システムの安定性維持という観点から考えても変更に伴うコストを最小限に止めることが必要である。また、借入依存度の高い企業金融構造（特に中小企業金融）、資本市場における銀行の役割、巨大

な郵貯・政府系金融機関の存在、これまでの金融・証券行政等、日本の個別・独自の実情にも十分配慮する必要があるだろう。

2. 自由化の現状と今後の方向

ここで、現状の自由化を概観することにした。個別項目毎の自由化措置は「日米円・ドル委員会報告書」「金融の自由化及び円の国際化についての現状と展望」に詳しいのでここではあえて触れずに、市場全般の立場から注目される点を述べてみよう。

まず、金融自由化の中心的問題である金利の自由化についてみると、長短金利の自由化が著しく跛行して進行している点が注目される。長期金利については、国債の大量発行とそれに伴う公社債流通市場の飛躍的な拡大の中で、市場金利に対する意識が急速に高まっており、公社債の起債条件も流通市場に合わせて頻繁に変更されるようになっている。この点からみれば公社債金利はかなり自由化されていると言っても過言ではあるまい。長期貸出金利についても市場の実勢を踏まえた金融債利率を基準として長期プライム・レートが決定されており、事実上市場金利連動型の長期貸出金利となっている。

これに対して、短期金利については、自由な市場金利に基づく短期金融市場（コール・手形・現先・CD・CD現先・ユーロ円等）が拡大しているものの、短期金融の大宗を占める預貯金、短期貸出金については依然として公定歩合に連動した金利設定方式が採られており、こうした規制金利とオープン・マーケット金利との乖離が恒常化している状況にある。

このような長短金利の跛行的自由化は、様々な問題を生じさせている。その第一は、長期貸出市場における問題である。全国銀行の企業向け設備貸出における普通銀行のシェアは49年9月末の39.1%から59年9月末には51.5%に上昇してお

り、普通銀行のシェアの上昇が著しい。これには様々な要因があろうが、預金金利が公定歩合を基準とした体系の中に規制されていることから、調達コストを差引いても実勢よりもかなり低い金利での調達が可能となり、普通銀行が資金コスト上過度に優位に立ち得る構造となっていることも一因であろう。第二は、短期金融における資金シフトである。すなわち、短期の規制金利が相対的に低位に維持される中で、規制金利預金から投信商品や市場性商品等への資金シフトが生じつつある。その背後には、個人の金利選好の高まりや企業の余資運用技術の向上等、市場参加者の行動パターンの変化がある点は留意すべきである。こうした既存型預金の不振は、都銀等のポジション悪化→短期市場性資金調達の拡大→短期市場金利の高止まり→資金シフトの拡大、という循環過程を通じて拡大していく性格を持っている。現状、物価の鎮静下で預金金利と市場金利との差がそれほど大きくないため、さほど問題とはなっていないが、今後市場金利が大幅に上昇する局面があれば、こうした現象が大幅に生じる可能性もあろう。

従って、今後の自由化に当たっては、短期金利の自由化を進めることが第一の課題である。預金金利規制の弾力化・撤廃は既に決まっているスケジュールに沿って齊々と進めていくべきであろう。なお、公共債そのものが窓販・ディーリングの形で普及し、投信の形で小口化・流動化が進めば個人の金利選好はますます高まり、小口金利だけを規制しておくことはなかなか難しくなっていくのではなかろうか。

以上の長短金利の跛行的自由化に加えて、現状の自由化で注目すべき点は、ユーロ円先行型の自由化という点であろう。ユーロ市場は取引の自由度において、魅力ある市場として注目されているが、ユーロ円取引は国内市場の自由化と平仄を合わせた自由化が進められるべきであり、さもなければ、国内市場の迂回ルートとして利用され、国

内市場の空洞化を惹き起こしかねない性格を持っている。しかも、ユーロ円市場取引は自由な特性の裏面として政策当局によるコントロールがストレートには及びにくく、またレンダー・オブ・ラスト・リゾートが不明確である等システムとしての不安定性をも有しており、信用秩序維持の観点からも注意深く自由化を進めるべきであろう。

なお、金利の自由化に際しては、郵貯・政府系金融機関の存在による金利形成の歪みを解決することが必要であろう。わが国では郵便貯金・政府系金融機関のウエイトが、59年3月末で総預金等の21.7%(49年3月末12.4%)、総貸出金の14.8%(同9.1%)と著しく大きく、民間金融機関と競合している場面も多い。政府系金融機関については、資金の量的補完が不要となった今日、保証機能、利子補給機能等の質的補完機能に徹することが設立主旨に照し合わせても必要であるといえよう。

3. 自由化・国際化の影響

(1) 銀行経営への影響と対応

次に、金融の国際化・自由化が銀行経営に与える影響について整理してみたい。国際化・自由化は金融仲介業務を拡大し多角化するという意味において金融業全体の業務の拡大、ビジネスチャンスの増大に繋がると考えられる。すなわち、国際業務、証券業務、その他周辺業務への外延的な拡大が可能となるとともに、金融仲介業務の高度化によって新たな収益機会の追及が可能になるということである。しかし、その反面、預金金利の自由化は資金調達コストの上昇を招き、競争激化の下で預貸の利鞘の縮小を招く可能性が大きい。同時に、市場金利との連動性の高まりや国際展開等から、金利変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替リスク等各種リスクが増大していくことも避け難いと思われるため、個別金融機関にとっては見過ごすことの出来ない大きな問題であるのは

事実である。以下、これらの点について具体的に触れてみたい。

まず最近の銀行経営の実情を見ると、金融の自由化・国際化が進む中で銀行経営は大きく変貌してきている。最も顕著な現象は円貨利鞘の縮小である。最近数年間の利鞘率の動きを見ると、円貨利鞘縮小を主因として顕著な低下をみせている（50～52年全銀平均2.63%→56～58年同1.88%）。因みに、米国の商業銀行では資産運用利鞘はトータルでみると最近でも3.5%程度を確保している。もともと日本の銀行は利鞘が小幅で、その意味では収益の基盤が浅かったわけだが、その傾向が一段と強まっているといえよう。こうした中で、各行とも国際業務の拡大に注力した結果、外貨関連収益は大幅にウェイトを高めており、特に、都銀・長信銀では最近数年間に外貨関連収益は急速に拡大している。また、手数料収入も各種サービスの有料化、料率見直し、証券部門の拡大等を背景として都銀を始めとして大幅な伸びを示している。一方で、経費の節減も進んでおり、とりわけ機械化の推進等による人件費の圧縮に努力している。ここで注目すべきなのは、全体としてのこうした変化の中で営業力格差、外貨・手数料部門への展開力の格差、機械化コスト負担力の差等の要因を反映して銀行間の総合的な経営力格差が顕現化していることである。例えば、業態毎の経常利益の推移をみると50年度を100とした場合、58年度は都銀241、長信銀203、地銀162とかなりの格差が生じているし、業態内でも都銀上位5行268に対し、中下位7行199、地銀上位10行163に対し、中位10行107と大幅な格差の拡大がみられる。また、資金調達に占める市場金利連動部分の増加に伴う金利変動リスク、長期貸付への注力に伴う流動性リスク、外貨建て資産・負債の増加に伴う為替リスク、非居住者向け貸付・中小企業貸付へのシフトに伴う信用リスク等各種リスクが潜在的に増大している。

こうした現状を踏まえた上で、金利自由化による影響を展望すれば以下のような状況が考えられる。まず、仮に大口預金の預金金利が自由化された場合、自由化される預金の範囲、金利等により影響はかなり変わってくるが、仮に影響が大きいケースとして1000万円以上の通知・定期預金が全て市場金利連動の金利に変わる場合を想定すると、全銀のコストアップは経常利益の過半に及ぶ可能性もある。預金金利が市場連動方式に変われば貸出金利の設定方式も従来の短期プライム基準方式から調達コスト＋スプレッド基準方式に移行していくことは当然の成り行きであろう。その結果、貸出金利水準は全体的に上昇し、市場金利の変動を受けて貸出金利も頻繁に変動することになる。但し、この過程で競争はますます激化し銀行の利鞘はさらに縮小の方向を余儀なくされると思われる。特に経費率の高い中小金融機関へのインパクトは無視し得ないものとなる。同時に、前述の各種リスクの増大に対応して、リスク軽減対策が進んでいこう。米国でみられるようなALMの徹底、金利変動リスクの顧客への転嫁、運用の短期化による流動性リスクの軽減、信用リスクの高い先への高スプレッドの適用等に進む可能性は強く、わが国の場合これに加えて長期為替予約・スワップ等為替リスク回避手法の多様化を進めることになる。なお、収益追求のためにある程度の高リスクを指向する銀行が出てくることには留意する必要がある。こうしたリスク対策は金融機関経営にとってはやむを得ない対応であるが、資金需要者にとってみれば必ずしも好ましくない状況をもたらす可能性も大きいだけに、こうした中で、いかにリスクをミニマイズさせつつ円滑な資金供給を行うかという点を考慮したシステム調整が必要となる。

こうした局面への銀行経営の対応としては大きく分けて業務の多様化と、業務の専門化の二つの方向を追求していくことになる。いずれにしても

明確な経営方針づくりが不可欠となろうが、特に国際金融、長期金融、地域金融等のノウハウは一朝一夕に培われるものではなく、それぞれの分野でノウハウを活用し、情報をオーガナイズしてユーザーのニーズに合わせて提供していくことによって各行の経営の特色が発揮されることが考えられる。

ここで重要な点は、各行の経営の独自性が十分に活かされるシステムの必要性である。最終的には各行の特色を活かした「棲み分け」が可能であるとしても、そこに到着くまでの過程では、やり方によってはきわめて大きな調整コストが生じる懸念も存在している。前述のように金利自由化のコスト負担が相当大きい中で、業務の多様化或いは機械化等を進めることになればその先行投資負担はさらに大きなものとなり、中にはこれに耐えられない銀行が出てくる可能性もある。また、銀行間の業務分野の区分が性急に取り払われた場合には、一方における一部銀行の巨大化・寡占化の進行と、他方における弱小金融機関の経営行き詰まりがシステム全体の不安定性を強める危険性もある。また、銀行サイドのリスクへの対応、不採算店舗の閉鎖等経営の効率化の過程で、従来金融機関が果してきた役割が円滑に行われにくくなる懸念も否定しきれない。従って、金利自由化の下では、システムの不安定性の補強や金融機関がその専門性及び公共性を十分に発揮し得るような枠組み、円滑な企業金融への配慮、零細個人の利便性への配慮等が是非とも必要であると考えられる。

(2) 企業金融への影響

金融自由化は、企業にとって資金調達・運用の両面で様々なニーズへより即応し得る可能性が広がるという点では大きなメリットを持っていると考えられる。しかし、次のような影響も考えられることには十分留意しなければならない。

すなわち、第一には、金利変動の企業収益への影響である。金利自由化により貸付金利水準が相

対的に上がり、変動幅も大きくなることが予想される中で、貸出金利の設定方式も金融機関の調達コスト+ α という方式が中心となってくれば、結局従来金融機関が一部吸収していた金利変動リスクが企業に転嫁され、変動の激化と相俟って金利変動が企業収益に大きく影響することになる。もともとわが国の企業は、外部負債への依存度が高く（59年3月末の製造業大企業の外部負債比率33.9%、うち借入金28.9%）、支払金利負担もかなり高い。例えば、58年度の企業の支払利息額を営業利益と比較すると80%以上に達しており、特に、中小企業では100%を超えている状況である。こうした意味では日本の企業は外部負債の持つレバレッジ効果を活力の源泉としてきたものの、その裏腹として金利変動の影響を非常に受けやすい体質を持っているといえよう。この点米国企業は外部負債への依存度が低く（1984年3月末の製造業大企業の外部負債比率19.3%、うち借入金3.6%）、さらに低金利時代に発行した長期の社債の残存が、激しい金利高騰局面で企業収益を支えた面があったのとは、事情を異にしていることに留意しなければならないであろう。

第二には、企業収益の格差が広がっていく点である。金利水準が上げればそれだけ外部負債依存型企業は利益が圧縮され、余資運用型企業は利益が拡大することにより企業間格差が拡大する。さらに信用力格差による金利格差が広がれば信用力の高い超大企業に対する適用金利は低く、逆にリスクの大きい零細企業に対する適用金利が高くなることにより、規模別格差がより大きくなる。また、企業の資金調達・運用手法の多様化の中でこれらを利用し得るか否か、また、情報収集、分析能力等の差による運用・調達の巧拙等も格差拡大の要因となろう。

いずれにしても、一般的に、信用力が十分でなく、情報面でも限界のある中堅・中小企業にとってこれらの影響は無視し得ない。金融システムの

安定性は企業にとっても本質的なニーズであり、一部の大手企業だけでなく、中堅・中小企業のニーズへの配慮も必要であろう。

4. 業際問題等に対する考え方

(1) 基本的考え方

経済環境が変化し、各経済主体のニーズが多様化かつ専門化する中で金融業務の多様化・専門化も進み、個々の金融機関としては業務範囲の拡大を指向するのはある意味では当然の方向であろう。しかし、一方で金融システム全体として見ると金融機関経営の健全性保持、分業体制による効率的、安定的かつきめ細かい資金供給、政策へのレスポンス能力等規制のもつ意味は軽視すべきではあるまい。金利自由化の下でシステムの不安定性が高まれば、むしろ規制の持つ役割がかえって強まる面もあり得る。

業際問題に関しては、こうした面に十分配慮しつつ、問題の生じない範囲とタイミングで可能な業務範囲を徐々に広げていくという方向が現実的であろう。その場合、以下の点に留意する必要がある。まず、第一に新しい経済環境への適合性の観点からは、金融の証券化の流れへの対応が重要である。各経済主体の調達・運用が従来に比較してはるかに証券形態のウェイトを高める中で、証券関連業務は既に金融機関の業務に深く組込まれている。また、公社債市場、株式市場において、従来から金融機関が果たしてきた重要な役割は変わっていない。今後も、金融の証券化が一段と進んでいくと思われ、徐々にこうした観点からの見直しも必要になっていく。第二に金融システムがその機能を十分に果たすためには、専門性を十分に発揮し得るシステムであることが望ましい。これはそれぞれの銀行の専門的ノウハウの多面的な活用を通じて必要部門に必要な資金が円滑に供給されることにも繋がる。この面では、金融機関による金融仲介の本質を構成する相対取引の重要

性に注目する必要がある。相対取引は、個別のニーズに応じたきめの細かい金融サービスの提供が可能であり、また、個別取引先の事情を知悉することによってリスクの吸収をし易いという優れた特色を有している。特に、長期金融、中小企業金融、地域金融等は、こうした相対取引を持つ特質が十分に活用されることが必要な分野であると考えられる。こうした分野は、その性格からいって相対取引が相応しいばかりでなく、金融機関が、企業との長期的な連帯感や、地域に対する愛着を持って取組んでいくことが、本当の意味での円滑な金融を実現していく上で重要な分野ではなからうか。第三に、金利自由化が個々の金融機関に与える影響がきわめて大きい点に留意する必要がある。この問題はスケジューリングの問題として考えれば、制度の枠組みの変更は金利自由化が銀行経営、金融市場に与える影響を確認しつつ、コストを最小限に止めベネフィットを最大限とする方向で進めるべきであることを意味している。

(2) 長期金融のあり方

現状、長期金融機関が短期も手がけ、普通銀行が長期も手がけるという意味では、両者の相違がやや薄らぎつつあることは事実である。ただ、普通銀行の長期貸出は実際には比較的期間の短い中期貸出が大宗を占めていることは留意すべきであろう。これは、普通銀行が、相対的に低廉な預金金利を背景に、普通銀行にとっては相対的に利鞘の大きい中期の貸出に自己のリスクで取組んでいることから生じている面が強いことは前述の通りである。

長期金融の問題を考えるに当たっては、金融自由化・国際化を前提とした望ましい長期資金供給が可能なシステムはいかにあるべきかという観点から考えるべきであろう。その場合、重要な視点は以下の点である。第一は、金利自由化の下では長短資金を使い分けることの重要性が高まること

である。金利変動リスク、資金のアベイラビリティ・リスクが高まる中で、これらのリスクを回避する意味でボローア、金融機関とも資金の使途に合わせて長期金融と短期金融を使い分けるというインセンティブは、むしろ強まる方向に向かうと思われる。第二に、わが国の場合、長期資金の分野においても借入金への依存度がきわめて高く、特に中堅・中小企業では大半を銀行からの借入金に依存している状況であり、今後の自由化の下でも長期安定資金の供給は引続き重要な課題となることである。従って、長期安定資金の供給が円滑に行われるシステムであることが不可欠の条件であろう。さらに今後の経済を展望すると、イノベーションの企業化に伴う資金、海外のプロジェクト資金、産業構造調整のための資金等、資金の性格としてリスクを内包している長期資金をいかに円滑に供給していくかという点が重要な課題となろう。こうした性格を持った資金については市場取引の場では円滑に供給されない懸念も強く、専門のノウハウとビジョンを持った金融機関が相対取引の場で提供するという姿を展望すべきであろう。第三に、長期金融を担う金融機関の問題である。長期金融は本来リスクの大きい分野であり、当然、特有の専門的知識を必要とする。また、長期金融に対するディシプリン、すなわちマクロからミクロまでの将来を展望する能力を持ってリスクと成功の可能性を分析し、望ましい経済のあり方、産業構造全般の将来性をも加味した上で実行するという規律が必要である。従って、短期的な収益向上対策として、単なる短期の延長として長期金融を手がけるような傾向が広範に広がることは信用秩序の観点からも望ましくない。第四に、現在の制度的枠組みの有効性の評価の問題である。この点については、企業の資金需要に適切に応じていくという意味からは、現状も良好なパフォーマンスを維持しており、今後金利自由化の下で、長期安定資金の供給を担う専門金融機関の存在は、

むしろ様々な企業のニーズに適切に、きめ細かく対応していく上で有効である可能性が高い。仮に、長短金融機関を同質化した場合には、長期金融機関の経営に重大なインパクトを及ぼす懸念がある。長期金融機関が永年に亘って培ってきたノウハウ・ディシプリンを最大限活用し得るシステムを指向すべきであろう。

なお、有担原則についてみれば、大企業の信用力が増大し、ユーロ市場の慣行との裁定が求められ、物的裏付けの少ないサービス業のウエイトが上昇するといった環境変化の下で、何らかの見直しが迫られていることは事実である。一方、有担原則が信用秩序の安定及び円滑な資金供給においてこれまで果してきた役割は大きく、今後自由化・国際化を迎えてシステムの不安定性が増大しがちで、個別金融機関の収益面でも問題が生じる懸念が強まる上に、信用リスクも増大する中にあることは、むしろその実質的な意味合いが強まることも事実であろう。資金の性格としてリスクを内包した資金の供給をやり易くするという点からも担保の持つプラス面の意味は評価し得る。従って、この問題は広義の有担原則を維持しつつ環境変化に応じて担保手法を工夫していくというのが現実的対応であろう。具体的には信用力の特に高い企業等については既にかなり進んでいるように実質的に無担保に近い姿を認めていくことになろう。その場合の歯止めについて、何らかの工夫を行うことが必要であることはいうまでもない。また、技術・ソフト・サービス等については新たな担保概念の導入、評価手法の工夫等が必要であろう。なお、格付け機関の整備も主要な課題の一つであるが、本来情報サービスの問題であり、有担原則の撤廃如何にかかわらず推進すべきテーマと考えられる。

5. ま と め

日本経済の国際的役割がますます広がっていく

Ⅱ．報告論文

中で、今後も金利の自由化を軸に金融システムの編み直しが不断に続いていくであろう。

その際の基本的な視点として、金融を実態経済と切り離して考えることは出来ない、ということを確認しておきたい。例えば、金利は経済循環の中で生産される付加価値の分配の範囲で形成されることが基本であり、さもないと円滑な経済循環が継続されなくなる懸念も生じよう。金融システムが経済の安定的な発展を裏付けていく役割を担っているという信頼感が、信用機構への信頼感の重要な背景になっているといえよう。

金融自由化に伴い、金融機関の経営環境も厳しさを増していく中では、信用秩序の維持は従来以

上に重要な課題となる。その際、個別金融機関の経営破綻がシステム全体の動揺を招かないよう、様々な工夫を行うことが必要であることはいうまでもないが、同時に金融システムの中に上記のような視点が内包されていることも重要なポイントであろう。

いずれにしても、金融自由化の進行、金融システムの編み直しの過程では、現在より不安定性が増大する局面もあろうし、金利変動もより激しくなっていくことが予想されるだけに、政策当局に期待される役割も一段と重要性を増していくものと思われる。

以 上

Ⅱ. 報告論文

(付表)

第1表 公社債市場規模の推移

(兆円)

	昭和48年度(A)	昭和58年度(B)	(B)/(A)
公社債発行額 1. (内、国債)	13.0 (2.5)	48.6 (19.2)	3.7 (7.6)
公社債発行残高 1. (内、国債)	38.4 (8.3)	219.8 (111.5)	5.7 (13.5)
公社債売買高 2. (内、国債)	22.8 (1.0)	416.2 (303.1)	18.2 (295.7)

(注) 1. 国債、公社・公団・公庫債、地方債、社債、金融債、円建外債の合計。
円建外債は公募のみ。

2. 東京店頭。

3. 発行残高は年度末。

(資料) 公社債引受協会、日本証券業協会他

第2表 長期国債の発行条件改定回数(年間)

(回)

	昭和50年	51	52	53	54	55	56	57	58	59
長期国債	2	0	4	1	3	4	3	4	5	8
(参考) 公定歩合	4	0	3	1	3	4	2	0	1	0

第3表 業態別企業向け設備資金貸出残高

(千億円、%)

	昭和49年9月末		昭和59年9月	
	残高	構成比	残高	構成比
全国銀行 (含信託 a/c)	223.9	100.0	383.5	100.0
都・地銀	87.5	39.1	197.7	51.5
長信・信託	136.4	60.9	185.8	48.5

(注) 個人・地方公共団体・海外向けを除く。

(資料) 日本銀行「経済統計月報」

第4表 個人貯蓄の増加状況

(兆円、%)

	昭和54年度末		55~58 純増		58末	
	残高	構成比	純増額	構成比	残高	構成比
預貯金	185.5	67.6	85.5	59.1	271.0	64.7
郵便貯金	51.9	18.9	33.1	22.9	85.0	20.3
新型期日指定定期 (注)	—	—	49.0	33.9	49.0	11.7
その他民間金融機関預貯金	133.6	48.7	3.4	2.4	137.0	32.7
信託・公社債・投信・保険	88.8	32.4	59.2	40.9	148.0	35.3
合計	274.3	100.0	144.7	100.0	419.0	100.0

(注) 全銀、相互、信金分。

(資料) 日本銀行「個人貯蓄実績」他

Ⅱ. 報告論文

第5表 郵貯・政府系金融機関のウェイト

(兆円、%)

	昭和48年度末		昭和58年度末	
	残 高	構成比	残 高	構成比
(預金)				
民間金融機関	108.7	87.6	312.7	78.3
郵便貯金	15.4	12.4	86.5	21.7
合 計	124.1	100.0	399.2	100.0
(貸出)				
民間金融機関	130.8	90.9	335.2	85.2
政府金融機関	13.1	9.1	58.0	14.8
合 計	143.9	100.0	393.2	100.0

(資料) 日本銀行「資金循環勘定」

第6表 全国銀行の利鞘率推移

(%)

	昭和50年度 ～52年度 平 均	53～55 平 均	56～58 平 均
全国銀行	2.63	2.15	1.88
都 銀	2.60	2.04	1.78
地 銀	3.24	2.94	2.57
長信銀	1.44	0.97	1.02

(注) 利鞘率 = 資金運用利回り - 預金債券等利回り
 = 運用利息・配当金 / 貸出金・有価証券等
 運用勘定平残 - 預金・債券等利息 / 預金・
 債券・譲渡性預金平残。

(資料) 全国銀行協会

第7表 都銀収益の主要項目別推移

(昭和50年度 = 100)

	50	53	56	58
利 鞘	100	119	135	173
手数料収支	100	139	181	211
国際業務関係収益	100	109	160	215
(外国為替売買益)	(100)	(106)	(178)	(103)

(注) 利鞘 = 受取利息・配当金 - 支払利息。

(資料) 全国銀行協会・日本金融通信

Ⅱ. 報告論文

第8表 経常利益の業態別推移

(昭和50年度 = 100)

	50	53	56	58
全国銀行	100	127	136	199
都銀	100	129	160	241
地銀	100	118	107	162
長信銀	100	152	170	203

(資料) 全国銀行協会

第9表 大口預金金利自由化の影響(全国銀行)

昭和58年度 経常利益(a)	自由化によるコスト アップ分(b)	(b)/(a)
20,028億円	12,883億円	64.3%

(注) 大口預金金利自由化は、定期・通知預金について、

- ① 1億円以上の預金金利をCDレート(6.5%)
 - ② 1,000万円以上1億円未満の預金金利をCD - 0.75%
- と仮定して試算。

第10表 金融機関の経費率(昭和58年度)

(%)

	都銀	地銀	相互	信金
経費率	1.33	2.12	2.39	2.62
人件費率	0.79	1.40	1.55	1.77
物件費率	0.48	0.63	0.74	0.80

(注) 経費率 = 営業経費(人件費 + 物件費 + 税金) / 預金・債券等平残。

第11表 外部負債比率の日米比較

(59年3月末大企業・製造業)

(%)

	日本	米国
借入金	28.9	3.6
(短期借入金)	(18.0)	(0.7)
(長期借入金)	(10.9)	(2.9)
C P 他	—	2.1
社債他	5.0	13.6
外部負債合計	33.9	19.3
総資産	100.0	100.0

(注) 短期借入金には、割引手形を含む。

(資料) 「興銀(DF)業績調査」、米国商務省「QFR」

第12表 企業の支払利息等(昭和58年度)

(兆円、%)

	全規模	大企業	中小企業
営業利益(a)	25.8	13.1	9.2
経常利益(b)	16.9	9.0	5.6
支払利息等(c)	21.1	8.8	9.3
(c)/(a)	81.5	67.1	101.3
(c)/(b)	124.4	97.3	166.5

(注) 支払利息等 = 支払利息 + 割引料。

(資料) 大蔵省「法人企業統計年報」